

東と弁往來

第35回 法テラス浜松法律事務所



事務所メンバー。中央が筆者



静岡県弁護士会会員

井上 圭 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。同会では、犯罪被害者支援委員会に所属。2012年1月に静岡県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. 自己紹介

みなさんこんにちは。63期の井上圭と申します。私は、2011年1月から1年間、日比谷シティ法律事務所にて養成を受け、2012年1月1日付けで法テラス浜松法律事務所へ赴任いたしました。

私は神奈川県横浜市の出身で、修習地も横浜なのですが、前職（サラリーマン）のときに4年ほど静岡市に住んでいたことがあります。私にとって静岡県はとても思い出のある場所なのです。赴任地が浜松に決まった時は、もう一度静岡県で暮らせるということで、とても嬉しく感じました。

2. 浜松について

浜松市は浜名湖の東側に位置する、静岡県西部最大の都市です。東京のみなさんと同じく東京高裁の管内ですが、距離的には東京より名古屋の方が断然近いです。東京まで新幹線で約1時間半かかりますが、名古屋は30分ちょっとで行けます。

浜松といえばみなさん「うなぎ」を連想されると思います。私も「毎月1回うなぎを食べるぞ!」と意気込んで赴任したのですが、2012年が4回、2013年が3回、2014年はまだ0回（自宅で食べた回数は除く）と、目標からは程遠い状況です。2014年後半は毎月2回ずつ食べに行って、是非とも挽回したいと思っています!

それから浜松みやげといえば「うなぎパイ」です。市内に「うなぎパイファクトリー」というのがあって、

工場見学者数は日本一だそうです。無料のうえ、見学のおみやげに「ミニうなぎパイ」をくれるので、私も何度行ったかわかりません。息子も、行くとうなぎパイをもらえるのがわかっているの、すぐに「うなぎパイ行こう」と言います。

食べ物の話はこれくらいにして、浜松で最大のイベントが、毎年ゴールデンウィークに開かれる「浜松まつり」です。祭りは昼と夜の2部構成で、昼は中田島砂丘で凧揚げ合戦、夜は市内で「練り」と屋台引き回しが行われます。

もともとは初子（長男）の誕生を祝って凧を揚げたのが祭りの起源ですが、今は二男や女の子が生まれても凧を揚げます。この「初子祝い（凧揚げ）」に100万円くらいかかるそうで、最近ではやらない家も多いと聞きます。私が赴任したばかりの2012年の祭りのときは、うちの息子はもう1歳になっていたの、「初



うなぎパイファクトリーの前で

子祝い」の対象ではなかったのですが、前年は東日本大震災の影響で祭り自体が中止になっていたもので、2012年は前年の初子も「初子祝い」をしていました。私もどうするか少し迷いましたが、やはり100万円は高いので見送りました。

3. 浜松支部について

静岡県は東西に長いので、静岡県弁護士会は沼津支部（東部）、静岡支部（中部）、浜松支部（西部）という3つの支部に分かれています。弁護士会浜松支部は、地家裁の浜松支部および掛川支部をカバーしていて、管内人口は約130万人、弁護士数は119人です（2014年8月20日現在）。

浜松支部の特徴は、顔の見える、アットホームな関係という点にあると思います。総勢119人なので、顔と名前は一致しますし、性格もだいたいわかります。支部外の弁護士が裁判所に来ると「浜松の弁護士じゃないな」とすぐにわかりますし、わりと目立ちます（みなさんも地方に行ったときはそういう風に見られていると思います）。

事件の相手方代理人も同一支部の弁護士か、県内の弁護士であることが多いです。何かの席で相手方代理人と顔を合わせると「先生、あの事件ですが…」という感じでやりとりが始まることも多いです。

このように、会員数が少なく、顔の見える、アットホームな雰囲気は良いのですが、人数が少ない分、負担も大きいです。たとえば、私は現在4つの委員会に所属しています。また、被疑者国選も月2回程度まわってきます。しかも1回あたり2件同時に配点されることもあるので、なかなか大変です。ベテランの弁護士の方々は「最近は弁護士が増えて、国選も減ったねえ。若い人は食っていけるのかね」と心配なさっていましたが、私が東京で養成中に配点された国選事件は、1年間で4件だけでしたから、東京と比べればまだまだ仕事があると感じます。

浜松支部のもう一つの特徴は、法曹三者の関係が良好ということですが。浜松支部では毎年7月に「法曹協議会」というものが開かれます。これは、法曹三者が一堂に会して、支部の課題について協議するものです。その後の懇親会では、裁判官、検察官、弁護士が同じテーブルを囲んで懇親を深めます。また、毎年

12月には「法曹忘年会」が行われます。さらに、毎年3月には「判検送別会」（転任する裁判官と検察官の送別会）が盛大に行われます。その他にも決して少ない頻度で、裁判官や検察官と酒席をとる機会があり

ます。これは赴任当初は違和感もありましたが（特に検察官は普段は敵となることが多いわけですから）、「仕事は仕事、飲み会は飲み会」と割り切って、積極的に参加するようにしています。



凧揚げ

4. 法テラス浜松法律事務所について

事務所は、常勤弁護士3名（61期、63期、64期）、事務局2名の5名体制です。定期的に飲みに行ったり、皆で野球観戦をしたり（もちろん中日戦です！）、ボーリング大会をしたり、和気あいあいとやっております。

業務内容としては、典型的な都市型の扶助・国選対応事務所です。先ほども触れたとおり、国選は一定のペースで回ってきますし、受任者未定の扶助事件も次から次へとスタッフ弁護士に回ってきます。なかでも浜松の特徴としては、外国人（特に南米）の方が多く住んでいらっしゃるの、外国人の依頼者や被疑者・被告人が少なくないという点です。そのため通訳人の方と接する機会も多いです。すると今度は親しくなった通訳人の方から「こういう困っている人がいるんだけど、話を聞いてあげて欲しい」という感じで直接相談が持ち込まれるようになります。これは通常の扶助相談の枠とは別に、随時対応するようにしています。通訳人の方が、外国人コミュニティーと私たち弁護士をつなぐパイプになって、外国人の司法アクセスの改善に貢献しているのです。

以上、とりとめもなく書いて参りましたが、忙しいながらも充実した日々を送っています。浜松で働くことができ本当に良かったと思っています。任期は残り6ヶ月ですが、今後も地域の皆さんのために頑張っていきたいと思います。